

第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

I. 計画の内容

1. 第8期の基本指針（国のガイドライン）

次の7項目を基本指針として、2025年をめざした地域包括ケアシステムの整備及び現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、計画を策定。

- （1）2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- （2）地域共生社会の実現
- （3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- （4）有料老人ホームとサービス付き高齢向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- （5）認知症施策推進大綱等をふまえた認知症施策の推進
- （6）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- （7）災害や感染症対策に係る体制整備

2. 箕面市の高齢者施策の動き

- ①令和3年4月から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」として、後期高齢者医療保険データ等により、地域の健康課題を分析、さらに分析した結果をふまえ、通いの場での健康指導を実施。また、重症化予防が必要な疾病と対象者データを抽出し、個別支援を行う。
- ②療養病床縮減や高齢者数増加により在宅医療のニーズが高まることから、その対応のため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を計画。また、その他の基盤整備として特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を計画。

II. 箕面市保健医療福祉総合審議会の概要

いただいた主な意見

- ・通常のフレイルという概念に加え、今後ますます口腔機能低下に対する予防策が大切になってくるので、オーラルフレイルについて取組強化の必要がある。
- ・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及・啓発が今後重要になる。在宅での看取りの環境が整ってきていることについても、しっかり周知していく必要がある。
- ・介護サービスの充実と質の確保について、介護人材の確保はますます厳しいものになっていくため、具体的な取組を今後も検討していく必要がある。
- ・新型コロナウイルスの影響は今後も継続していくため、感染症対応に関しても計画に盛り込む必要がある。

Ⅲ. パブコメの概要

1. 実施期間 令和3年1月4日（月）から2月3日（水）まで
2. 提出された意見等の数 3人（11件）
3. 実施結果の公表期間 令和3年3月1日（月）から3月31日（水）まで
4. 主な意見
 - ・ 地域支えあい体制について
 - ・ 介護予防事業について
 - ・ アンケート調査について
 - ・ 地域ケア会議について
 - ・ 在宅医療について

第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画について

I 計画の概要（前期計画との主な変更点）

1. 成果目標・活動指標の主な変更点

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加

地域生活支援拠点等の確保及びその機能の充実

地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、運用状況を検証、検討する成果目標を追加

福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標に追加

就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加

【新規】相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保について成果目標及び活動指標に新たに追加

【新規】障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービスの多様化とともに、多くの事業者の参入があるなかで、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であることから、障害福祉サービスの質を向上させるための体制の構築について成果目標及び活動指標に新たに追加

2. 箕面市の障害福祉施策の動き

① 地域生活支援拠点等の整備

- 第5期計画の成果目標として、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備が求められていた。
- 箕面市においては、市内の既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけた。
- ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割

を担うに相応しい体制としては不十分であるため、市立施設の建て替え等に併せて、機能の水準や充足状況について継続的に検証及び検討を行う。

②（仮称）箕面市立ワークセンター小野原の整備に向けた取組

- ・ 平成29年6月に策定した「重度障害者のための生活介護事業所整備構想」に基づき、新たな生活介護施設（（仮称）箕面市立ワークセンター小野原）を整備するため、令和元年度に必要な財源の確保、整備地の取得を行うとともに、同センターの指定管理者の指定を行った。
- ・ 今後、関係団体等からの意見をいただきながら、より利用者にとって使いやすい施設となるよう調整を進め、障害者の日中活動の場のさらなる充実を図っていく。

II 箕面市保健医療福祉総合審議会の概要

いただいた主なご意見

- ・ 地域生活支援拠点の機能の充実にあたっては、親亡き後に限らず自立生活や社会参加を支える視点でも検討をすべき。
- ・ 障害者の工賃向上に向けて、市ゴミ袋の作業シェア等の現状をふまえ、積極的な取組が必要である。

III パブリックコメントの概要

1. 実施期間 令和3年(2021年)1月4日(月)から2月3日(水)まで
2. 提出された意見等の数 28人(70件)
3. 実施結果の公表期間 令和3年(2021年)3月1日(月)から3月31日(水)まで
4. 主な意見
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備、機能の充実について
 - ・ 緊急時のショートステイの確保について
 - ・ 医療的ケアが必要なかたの緊急時等の支援について
 - ・ グループホームの基盤整備等について
 - ・ 成年後見制度の充実について
 - ・ 移動支援サービスの適用拡大について